



教高第665号  
教特第248号  
教体第621号  
教文第1111号

令和3年(2021年)8月5日

各県立学校長 様

教 育 長

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置適用等に  
伴う県立学校における新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に係る児童生徒  
及び教職員への指導の一層の徹底について(通知)

本県においては、新型コロナウイルス感染症について、県独自の「熊本蔓延防止宣言」  
が発出され、更に、令和3年(2021年)8月8日(日)から8月31日(火)まで「ま  
ん延防止等重点措置」が適用されることとなりました。

つきましては、令和3年(2021年)7月30日付け教高第638号 教特第242  
号 教体第599号 教文第1065号で通知した対応の期間を令和3年(2021年)8  
月31日(火)まで延長します。各校においては、引き続き感染防止対策に万全を期して  
いただきますようお願いします。

なお、今後の新型コロナウイルス感染症の地域におけるまん延状況等により、対応の変更等が  
必要となった場合は、別途通知します。

【問合せ先】

- 県立中学校・県立高校に関すること  
高校教育課 石村、米村、大塚、新生  
096-333-2685
- 特別支援学校に関すること  
特別支援教育課 前川、竹永  
096-333-2683
- 保健、衛生面の対応に関すること  
体育保健課 濱本、杉原  
096-333-2712
- 部活動に関すること  
体育保健課 濱本、鳴瀬  
096-333-2712  
文化課 後藤、村上  
096-333-2704